

修正案第1号

令和元年6月21日

企画総務委員会委員長

片山誠也様

企画総務委員会委員 山田耕三

議員提出議案第2号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について
に対する修正案について

このことについて、生駒市議会会議規則第99条の規定により、別紙のとおり案文を
添え修正案を提出いたします。

(別紙)

議員提出議案第2号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について
に対する修正案

議員提出議案第2号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書についての全部を次のとおり修正する。

選択的夫婦別姓制度の法制化の議論を求める意見書

2018年2月13日に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査（以下、世論調査という。）」において、夫婦が婚姻前の名字（姓）を名のことを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名ることができるように法律を改めなくても構わないとの回答が42.5%、夫婦が婚姻前の名字（姓）を名のことを希望していても、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名をべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、構わないとの回答が24.4%となり、法改正の必要はないとの回答は29.3%となっている。

1996年2月26日、法務大臣の諮問機関である法制審議会が、選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法改正案を答申してから23年が経過した。また、2015年12月16日、最高裁判所は、夫婦同姓を定めた民法750条の規定を「夫婦同姓規定には合理性があり合憲」としながらも、夫婦同氏制を規制と捉えた上、これよりも規制の程度の小さい選択的夫婦別氏制について合理性がないと断ずるものではないとして、「夫婦同氏制の採用については、嫡出子の仕組みなどの婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠することが少なくなく、この点の状況に関する判断を含め、この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである。」と、制度の検討を国会に委ねたが、議論が進まないまま今日に至る。

現行制度では、改姓に伴う煩雑かつ膨大な事務手続や改姓による家系やキャリアの分断、それを回避したときの非婚化及び少子化、事実婚を選択した時の子どもの戸籍や親権の問題など、様々な問題が生じている。

一方、2018年の生駒市人権に関する市民意識調査では、「結婚すれば妻は夫の姓を名のるのが自然だ」に対し、そう思う・どちらかといえばそう思うと答えた市民は、64.2%にも及んでいる。また、前述の世論調査では、夫婦の姓が違くと子どもに何か影響が出てくると思うかの質問に対し、62.6%が好ましくない影響があると思うと回答しており、夫婦別姓制度の導入には様々な意見や社会的な影響があると推測される。

よって、国においては、選択的夫婦別姓制度の法制化について、国民の様々な意見を確認しつつ、導入時の社会的影響も調査し、深く慎重に議論するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月 日

生 駒 市 議 会